平成２１年（フ）第５６号
秋田県由利本荘市前郷字滝沢舘65番地　市営住宅滝沢舘団地19号
債務者　熊谷笑美子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第５７号
秋田県由利本荘市大鍬町141番地２　レジデンスＳＳ103号、旧住所秋田県由利本荘市石脇字尾花沢37番地２
債務者　小助川一則
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第５８号
秋田県由利本荘市薬師堂字深持40番地21
債務者　阿部美喜子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第５９号
秋田県由利本荘市表尾崎町６番地21　菅原アパート２号室
債務者　千葉　文子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第７６号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地５　ライフヒルズ星の郷　東３番館106号室、居所茨城県龍ケ崎市貝原塚町2875番地３
債務者　石原　幹夫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
長野県松本市大字芳川村井町780番地１コーポオオクボ201号室、住民票上の住所長野県松本市大字寿豊丘451番地５
債務者　塩原知恵子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１４４号
岐阜市下川手133番地６
債務者　梶村　光男
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１４５号
岐阜市下川手133番地６
債務者　梶村　明美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３０４号
岐阜市則武西１丁目17番14号
債務者　和田　一郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３０５号
岐阜市則武西１丁目17番14号
債務者　和田　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３１３号
岐阜県本巣郡北方町柱本南１丁目255番地
債務者　渡辺まさ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９号
愛媛県宇和島市伊吹町乙99番地９
債務者　児玉　孝子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８３号
愛媛県宇和島市丸穂甲1064番地３　ダイニチヒルズ302号
債務者　大瀧　　満
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８７号
愛媛県西予市野村町阿下６号36番地
債務者　山﨑　初恵
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８８号
愛媛県宇和島市別当５丁目２番18―232号　県営住宅宮の下第３団地
債務者　岡里　　明
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２０８号
高知市和泉町６番１号　いずみビル206
債務者　椎谷　義幸
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８０号
高知市百石町３丁目11番５号　西側
債務者　杉浦　義二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所破産係